

# アルバイトに関する規程

県立上越総合技術高等学校  
生徒指導部

## 1 アルバイトについて

原則禁止とする。ただし、経済的な理由等でアルバイトを希望したい場合は、以下の条件を満たした上で所定の手続きを行うこと。

(1) アルバイトをする場合は、以下の条件を厳守すること。

- ① アルバイトの面接を受ける前に必ず所定の手続きを行うこと。
- ② 許可された場合、就業時間は夜 20 時までとする。
- ③ 定期考査 1 週間前および考査期間中は行わない。
- ④ 欠点、成績不良、出席不良等、学校生活に悪影響がないこと。
- ⑤ アルバイト先でも校則や法律に則って行動すること。

(2) 以下のアルバイトは禁止とする。

- ① 宿泊がともなうなど深夜に及ぶもの。
- ② 危険を伴うもの。
- ③ 居酒屋など酒類を主として提供するもの。
- ④ その他風紀上好ましくないアルバイト

2 上記(2)に違反した場合は、アルバイトを辞めるなど、特別な指導を行う。

## 3 アルバイトを実施するまでの流れ

- ① アルバイトの理由や必要性を保護者及び担任と十分に話し合う。
- ② 保護者と担任での話し合いを含めアルバイトを実施するための条件を満たす。
- ③ 三者面談(本人・担任・生徒指導部)を行い、アルバイト実施に関する注意・手続きの説明を受け、所定の書類を受け取る。
- ④ 事業所の面接を受ける。(規程に当てはまるか判断できない場合は担任に相談する)
- ⑤ 採用が決定した生徒は、本校アルバイト規程用紙を保護者と事業主へ渡し、事業主から「確認書」に署名捺印の上、「アルバイト実施報告書」と合わせて担任へ提出する。
- ⑥ 担任より生徒指導部へ書類を提出し正式な許可とする。